

羽曳野市固定資産税減免事務取扱要綱

制 定 平成 28 年 3 月 25 日

最近改正 令和 4 年 4 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号。以下「条例」という。)第 75 条に規定する固定資産税の減免(以下「減免」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第 2 条 条例第 75 条第 1 項の規定により減免の対象となる固定資産、その減免額及び同条第 2 項に規定する減免を受けようとする事由を証明する書類は、別表に定めるところによる。

(減免手続等)

第 3 条 条例第 75 条第 2 項に規定する申請書は、固定資産税・都市計画税減免申請書(羽曳野市税条例施行規則(昭和 57 年羽曳野市規則第 41 号)様式第 25 号)とする。

2 市長は、条例第 75 条第 2 項の規定により申請書の提出を受けたときは、速やかに提出書類の審査を行い、減免の可否を決定し、固定資産税・都市計画税減免決定(申請棄却)通知書(様式第 1 号)にてその旨を申請者に通知するものとする。

(減免の方法)

第 4 条 市長は、減免を行うときは、当該減免の申請日以後に納期限が到来する納期(申請日が属する年度内の納期に限る。)に納付すべき固定資産税について、別表に定める減免額を減免するものとする。

2 前項の規定により減免する固定資産税の全部又は一部が納付済みであるときは、当該納付済み額のうち、減免額を還付するものとする。

(減免事由の消滅)

第 5 条 条例第 75 条第 3 項の規定による申告は、固定資産税・都市計画税減免事由消滅申告書(様式第 2 号)により行わせるものとする。

2 減免を受けた事由が消滅しているにもかかわらず、条例第 75 条第 3 項の規定による申告がなされないときは、市長は、当該減免を取り消し、その旨を固定資産税・

都市計画税減免決定取消通知書(様式第3号)により当該取り消された者に通知するものとする。

(減免額の納付)

第6条 市長は、減免を受けた者が偽りその他不正な方法により減免の決定を受けたことを知ったとき、前条第1項の申告があったとき又は同条第2項の規定による取消をしたときは、その減免額の全部又は一部を納付させるものとする。

(都市計画税の減免)

第7条 条例及びこの要綱の規定に基づき減免をしたときは、地方税法(昭和25年法律第226号)第702条の8第7項の規定により、当該固定資産に係る都市計画税についても、当該固定資産税に対する減免額の割合と同じ割合によって減免するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、減免について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月25日から施行する。

別表(第2条、第4条関係)

区分	対象固定資産	減免額	証明書類	備考
条例第75条第1項第1号に該	ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受ける者が所有する固定資産	全額	福祉事務所長等による当該事実を証する書類	

<p>当するもの</p>	<p>イ 貧困のため公私の扶助を受ける者(アに掲げる者を除く。)であって、特に納税資力が乏しいと市長が認めるものが所有する固定資産</p>	<p>全額</p>	<p>1 社会事業団体、扶養義務者等による当該事実を証する書類 2 減免を受けようとする者の収入、資産等が分かる書類</p>	<p>減免を受けようとする者の月平均の収入が生活保護法による保護の認定基準の月額を上回る場合は、対象外とする。</p>	
<p>条例第75条第1項第2号に該当するもの</p>	<p>ア 自治会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の市長の認可を受けた同項に規定する地縁による団体その他これに類する団体が無償で、かつ継続して3年以上使用する又はその所有に属する固定資産で、地域の住民に開放され、収益事業等がない土地又は集会所その他これに類する施設の用に供する固定資産であって、市長が必要と認めるもの</p>	<p>全額</p>	<p>1 当該事実を証する書類 2 (使用貸借契約書)</p>		
	<p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第</p>	<p>自己所有又は無償で使</p>	<p>全額</p>	<p>1 当該事実を証す</p>	

	164号)第39条第1項及び第39条の2第1項に規定する事業の用に供される固定資産であって市長が必要と認めるもの	用されるもの		る書類 2 (使用貸借契約書又は貸借契約書)	
	ウ 本市から委託を受けた事業の用に供される固定資産であって、市長が必要と認めるもの		10分の5の額	当該事実を証する書類	
条例第75条第1項第3号に該当するもの	ア 災害により被害を受けた土地で、その被害の程度が次に掲げるいずれかに該当するもの			罹災証明書	災害を受けた日以後に到来する納期において納付する当該年度の税額について適用する。ただし、災害を受けた日とその年度の翌年度の賦課期日以後であるときは、翌年度の税額についても適用する。
	(1) 面積の10分の8以上が被害を受けているもの		全額		
	(2) 面積の10分の6以上10分の8未満が被害を受けているもの		10分の8の額		
	(3) 面積の10分の4以上10分の6未満が被害を受けているもの		10分の6の額		
	(4) 面積の10分の2以上10分の4未満が被害を受けているもの		10分の4の額		
イ 災害(火災を除く。)により損傷を受けた家屋又は償却資産(以下「家屋等」という。)で、				罹災証明書	

その損傷の程度が次に掲げる いずれかに該当するもの		
(1) 全壊、流失、埋没等により家屋等の原形をとどめないもの又は復旧が不能と認められるもの	全額	
(2) 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とするもので、当該家屋等の価格の10分の6以上の価値が減じたと認められるもの	10分の8の額	
(3) 屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じたもので、当該家屋等の価格の10分の4以上の価値が減じたと認められるもの	10分の6の額	
(4) 下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ修理又は取替を必要とするもので、当該家屋等の価格の10分の2以上の価値が減じたと認められるもの	10分の4の額	
ウ 火災により損傷を受けた家屋等で、その損傷の程度が次のいずれかに該当するもの（火災に基づくこれに類する損傷を含む。）		罹災証明書

	(1) 全焼(柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部調査規程(平成 25 年柏原羽曳野藤井寺消防組合規程第 3 号)第 19 条第 1 号に規定する全焼をいう。)のもの	全額		
	(2) 半焼(柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部調査規程第 19 条第 2 号に規定する半焼をいう。)のもの	10 分の 5 の額		
	(3) 部分焼(柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部調査規程第 19 条第 3 号に規定する部分焼をいう。)のもの	10 分の 2 の額		
条例第 75 条第 1 項第 4 号に該当するもの	ア 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)の規定により本市が施行する土地区画整理事業に起因して、法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受けることができなくなった土地のうち、市長が必要と認めるもの	全額	当該事実を証する書類	
	イ 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)等の施行により使用制限した土地のうち、市長が必要と認めるもの	全額	当該事実を証する書類	
条例第 75 条第 1 項第 5 号に該当するもの	ア 公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場で、同条第 2 項に規定する浴場業として現に経営さ	3 分の 2 の額	物価統制令の指定を証する書類	

<p>当するもの</p>	<p>れており、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）及び物価統制令による公衆浴場入浴料金の統制額の指定により、入浴料金の価額が統制額として指定されているものの事業の用に供される固定資産（法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地及び当該固定資産を有償で貸し付けられたものを除く。）</p>			
	<p>イ 相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）第 41 条第 1 項の規定により物納の許可を受け、物納された固定資産</p>	<p>全額</p>	<p>相続税物納許可通知書</p>	<p>賦課期日後に物納されたものについては、所有権移転登記が完了後に到来する納期限に係る税額について適用する。</p>
	<p>ウ 救急病院等を定める省令（昭和 39 年 2 月 20 日厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する医療機関が所有する家屋であって、その医療の用に供するもの</p>	<p>10 分の 1 の額</p>	<p>当該事実を証する書類</p>	

<p>エ 本市が公共性が高いとしてその活動に対し助成をする団体が実施する貸農園事業その他これに類する事業の用に供する固定資産</p>	<p>10 分の 9 の額</p>	<p>当該事実 を証する書 類</p>	
<p>オ 一般社団法人羽曳野・藤井寺交通安全協会が所有し、かつ直接その用に供する固定資産</p>	<p>10 分の 5 の額</p>	<p>当該事実 を証する書 類</p>	
<p>カ 次に掲げるすべての要件を満たす者が所有する固定資産であって、自己の居住の用に供するもの</p> <p>(1) 賦課期日現在で 65 歳以上の者、障害者、寡婦又はひとり親のいずれかであること。</p> <p>(2) 納税義務者及び当該納税義務者と生計を一にする者の全員の前年中の合計所得金額が条例第 14 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項に規定する金額以下であること。</p> <p>(3) 所有している固定資産が自己居住用のものだけであり、かつその延べ床面積が 70 平方メートル以下であること。</p> <p>(4) 当該納税義務者に係る固定資産税及び都市計画税の年</p>	<p>10 分の 5 の額</p>	<p>当該事実 を証する書 類</p>	

	税額の合計額が 5 万円以下であること。			
	キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める固定資産	市長が 適当と 認める 額	当該事実 を証する書 類	

備考 2 以上の減免事由に該当するときは、減免割合の最も大きいものを適用する。

固定資産税・都市計画税減免決定(申請棄却)通知書

住(居)所(所在地)
氏 名(名 称) 様

羽曳野市長 印

年 月 日付で申請があった 年度固定資産税・都市計画税(の減免)については、下記のとおり減免しましたので(下記理由により認められませんので)通知します。

記

1. 対象物件

所在地	種別	対象(床)面積(数量)	備考

2. 減免税額

納期	当初税額	減免後税額 (納付すべき額)
1 期	円	円
2 期	円	円
3 期	円	円
4 期	円	円
随時期	円	円

3. 減免が認められない理由

この処分不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分や処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 2 号(第 5 条関係)

固定資産税・都市計画税減免事由消滅申告書

羽 曳 野 市 長 様

住(居)所(所在地) _____
申告者 氏 名(名 称) _____
連 絡 先 _____

固定資産税・都市計画税の減免について、下記のとおり減免事由が消滅したため、羽曳野市条例第 75 条第 3 項の規定により、次のとおり申告します。

記

1. 減免決定に係る指定番号等

年 月 日付け 羽曳野市指令 第 号

2. 対象物件

所在地	種別	対象(床)面積(数量)	備考

3. 減免事由消滅日

年 月 日

4. 減免事由消滅理由

--

羽曳野市指令 第 号
年 月 日

固定資産税・都市計画税減免決定取消通知書

住(居)所(所在地)
氏 名(名 称) 様

羽曳野市長 印

年 月 日付け羽曳野市指令 第 号で決定した固定資産税・都市計画税の減免について、下記の理由により減免の取消しを決定したので通知します。

記

1. 減免を取り消す理由

--

2. 対象物件

所在地	種別	対象(床)面積(数量)	備考

3. 減免税額

納期	減免適用前税額	減免適用後税額	減免取消後税額
1 期	円	円	円
2 期	円	円	円
3 期	円	円	円
4 期	円	円	円
随時期	円	円	円

この処分に不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分や処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。